

平成 27 年 3 月 25 日

三重県農林水産部
三重県環境生活部

三重県木質バイオマスの燃料利用指針

第 1 趣旨

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号）により、「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度」（以下「固定価格買取制度」という。）が平成 24 年 7 月から開始されたことを受け、県内においても木質バイオマス発電施設の整備が進められることとなり、木質バイオマス燃料の需要が急速に高まっています。

この固定価格買取制度では、木質バイオマスについても、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」、「建設資材廃棄物」の区分ごとに調達価格等が定められました。これを受け、平成 24 年 6 月に林野庁から、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「林野庁ガイドライン」という。）が示され、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスについての証明にあたって留意すべき事項が公表されています。

このような状況を踏まえ、これまで利用が進んでいなかった間伐材等の未利用材や果樹剪定枝、流木等を木質バイオマス燃料として活用するため、適正な管理方法等、必要な事項をとりまとめた「三重県木質バイオマスの燃料利用指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

第 2 木質バイオマスの基準

（1）木質バイオマスの種類

この指針の対象とする木質バイオマスは、固定価格買取制度の「間伐材等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」に区分されるもののうち、県内で発生する次のアからオまでの木材及び竹材（枝葉を含む。）とします。

ア 林業に由来する木材及び竹材

イ 製材業（日本標準産業分類 平成 25 年 10 月改定 1211 一般製材業）に由来するおが粉、樹皮、端材等

ウ 建設工事に由来する木材及び竹材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）に基づく建設資材廃棄物を除く）

エ 街路樹、果樹等の剪定枝や廃木

オ ダムや湖沼、河川、海岸等に流入、漂着した流木

（2）木質バイオマスとして必要な品質等

ア 木質バイオマスを燃料に製造する事業者（以下「木質燃料製造事業者」という。）が受け入れられる品質であること

イ 著しい腐朽材及び土石等の付着した根株でないこと

ウ 木質バイオマス以外が混入していないこと

第3 木質バイオマス等の保管、製造及び流通

木質バイオマスの排出事業者及び木質燃料製造事業者は、次の木質バイオマスの保管、製造及び流通管理を行うものとします。

(1) 木質バイオマス排出事業者の保管・管理

ア 固定価格買取制度に基づく調達区分ごとに適正に分別して、保管及び品質管理を行うこと

イ 「林野庁ガイドライン」で定める「発電用チップにかかる間伐材等由来の木質バイオマス証明や一般木質バイオマス証明」及び、行政機関が発行する書類の写し等の必要書類を木質燃料製造事業者に交付すること

(2) 木質燃料製造事業者の保管・管理

ア 調達した木質バイオマス及び製造した木質バイオマス燃料は、固定価格買取制度に基づく調達区分ごとに適正に分別して、保管及び品質管理を行うとともに、保管場所である旨、管理者の氏名又は名称、連絡先及び保管量を明示した掲示板を設けること

イ 枝葉など腐敗しやすい原料等の保管場所は、舗装などの地下浸透防止措置を講ずること

ウ 木質バイオマス燃料製造の際に飛散・流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障を生じさせないこと

エ 木質バイオマスの調達が木質バイオマス発電事業者の受入及び利用計画と整合しており、当該発電事業者等と供給協定を締結するなど、継続可能な事業となっていること

オ 「林野庁ガイドライン」で定める加工流通段階における「発電用チップにかかる間伐材等由来の木質バイオマス証明や一般木質バイオマス証明」を木質バイオマス発電事業者に交付すること

第4 木質バイオマス及び木質バイオマス燃料の廃棄物該当性の判断

木質バイオマス及び木質バイオマス燃料の性状や取扱い状況によっては、廃棄物に該当又は該当するおそれがあるため、次の各種判断要素に基づいて慎重に検討する必要があります。

なお、廃棄物に該当すると判断された木質バイオマスを燃料化する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める許可が必要です。

(1) 木質バイオマス

木質バイオマスの廃棄物該当性の判断に際しては、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること（「行政処分の指針」平成25年3月29日 環廃産発第1303299号 参照）

(2) 木質バイオマス燃料

「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年度6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」（平成25年6月28日 環廃産発第1306281号）で示された、木質バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断方法及び各種判断要素の基準に基づいて判断すること

第5 行政機関による立ち入り等

木質燃料製造事業者は、廃棄物処理法に基づく立入検査や報告の他に、行政機関から帳簿書類等の提出・提示や現地確認のための立入検査等求められた場合には、すみやかに協力するものとする。